

## 65歳への定年延長に伴い選択される雇用コースと共済組合手続について

65歳への定年延長に伴い、組合員の皆さまが61歳以降（60歳の誕生日以降の最初の4月1日から）に選択される雇用コースに応じて、退職時に共済組合に行っていたり手続や、共済組合の一部制度（みらい・共済貸付）に関する新規利用の要件が異なります。

詳細については、次の【表1】「一覧表」及び【表2】「よくある質問」をご確認ください。

【表1】 雇用コースと共済組合制度等の関係一覧表

61歳から選択される雇用コース				雇用コース選択に応じて年度末に必要な共済組合への手続					一部制度の新規利用の要件	
区分	雇用コース名	健康保険の種類	年金の種類	年金の手続	組合員証等の返納	被扶養者の手続	みらいの手続	共済貸付残高の弁済	みらい新規加入可否	共済貸付新規貸付可否
定年延長	シニア（地域・エリア・業務）基幹職 シニアスタッフ職 シニア管理職 シニア専任職	共済組合 <b>（資格継続）</b>	厚生年金 （国共済）	不要	不要 組合員証（保険証）等は継続利用可	不要 被扶養者の認定は継続	不要（※） <b>積立期間は 65 歳まで延長</b> ※65歳以前に一時金 or 年金の受取りも可	不要 61歳以降の退職時に受給する退職金で一括控除（弁済）	翌年1月1日現在の年齢が63歳未満の場合、「一般型コース」に限り <b>新規加入可</b>	<b>新規貸付可</b>
	シニアスタッフ短時間勤務職	協会けんぽ	厚生年金（一般）	<b>必要</b> 「退職届」「退職事由等に関する申告書」等の提出	<b>必要</b> 組合員証（保険証）等の返納	不要 組合員本人と同時に被扶養者の資格も喪失	<b>必要</b>	必要 払込取扱票による一括弁済	共済組合員資格を喪失するため <b>新規加入不可</b>	共済組合員資格を喪失するため <b>新規貸付不可</b>
一旦退職し再雇用	再雇用シニア専任職 再雇用シニアスタッフ職 継続雇用局長コース	共済組合 <b>（資格継続）</b>	厚生年金 （国共済）	不要	不要 組合員証（保険証）等は継続利用可	不要 被扶養者の認定は継続	<b>自動的に脱退</b> となるため、【表2】「よくある質問」をご確認の上、お手続きください。	<b>必要</b> 60歳退職時に受給する退職金で一括控除（弁済）	再雇用社員は加入資格がないため <b>新規加入不可</b>	<b>新規貸付可</b> ※住宅貸付を除く
	再雇用シニアスタッフ短時間勤務職	協会けんぽ	厚生年金（一般）	<b>必要</b> 「退職届」「退職事由等に関する申告書」等の提出	<b>必要</b> 組合員証（保険証）等の返納	不要 組合員本人と同時に被扶養者の資格も喪失		<b>必要</b> 60歳退職時に受給する退職金で一括控除（弁済）	共済組合員資格を喪失するため <b>新規加入不可</b>	共済組合員資格を喪失するため <b>新規貸付不可</b>

〔表2〕 よくある質問

項目	質問	回答
<b>社会保険変更時の手続</b>	シニアスタッフ <b>短時間</b> 勤務職コース、再雇用シニアスタッフ <b>短時間</b> 勤務職コースを選択した場合の社会保険は、「協会けんぽ」となりますが、共済組合に対し手続を行う必要がありますか	日本郵政共済組合員の資格を喪失しますので、以下の手続が必要となります。 ① <b>退職届の提出(年金記録に関する手続)</b> ② <b>組合員証等の返納(本人・被扶養者全全ての保険証等)</b> ③ <b>団体積立年金保険「みらい」給付金の請求(積立金の払戻し)</b> ④ <b>共済貸付金残高の一括弁済(退職金控除及び払込取扱票による処理)</b>
<b>共済掛金</b>	シニアスタッフ職コースとなった場合、標準報酬は、どのように見直しされますか	定年延長でシニア（地域・エリア・業務）基幹職、シニアスタッフ職、シニア管理職、シニア専任職の雇用コースを選択されたときは、61歳到達年度（60歳の誕生日以降の最初の4月1日）の4月から6月までの3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、従来の標準報酬に比べて著しく高低を生じている場合は、固定的給与に変動のあった4月から4か月目の7月に標準報酬が随時改定され、この結果、7月から共済掛金額が変わります。
<b>被扶養者</b>	シニアスタッフ職コース、 <b>再雇用</b> シニアスタッフ職コースになったことに伴い、既に認定されている被扶養者は再度手続の必要はありますか	日本郵政共済組合の被扶養者の要件を満たしている場合は、 <u>手続は不要</u> です。
<b>任意継続組合員への加入</b>	65歳への定年延長後も、退職後の2年間は任意継続組合員に加入できますか	以下の任意継続の加入条件①～④をすべて満たす場合は、加入できます。 ① 退職日の前日までに、継続して1年以上の組合員期間があること ② 退職日を含めて10日以内に、 <b>所定の様式</b> により申し出ること ③ 退職日を含めて20日以内に、所定の任継掛金を払い込むこと ④ 再就職等により他の健康保険組合に加入していないこと
	任意継続掛金を決定する「標準報酬月額」は、退職前年の標準報酬月額ですか	掛金の算定基礎となる標準報酬の月額は、次の①又は②のいずれか少ない額が適用されます。 ① 退職時の標準報酬の月額 ② 標準報酬の月額410,000円(令和元年度加入者の場合に限ります。) ※ ②は、前年(1月から3月までの標準報酬の月額にあっては、前々年)の9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける組合員(任意継続組合員を含む)の標準報酬の月額の平均

項目	質問	回答
普通貸付 特別貸付	<b>再雇用</b> シニア専任職コース及び <b>再雇用</b> シニアスタッフ職コースの貸付条件に変更ありますか	従来の高齢再雇用フルタイム勤務社員と同様の貸付条件となり、変更はありません。 再雇用から在籍が6か月以上の社員であれば、貸付限度額内において貸付が可能になりますが、1年契約により同年度末の退職時に弁済をしなければならないため、ご注意ください。 なお、一般住宅貸付は、再雇用から在籍が3年以上が条件であるため、貸付の対象外です。
特別住宅貸付	弁済の残額について、60歳の定年退職時に退職金で弁済を予定していましたが、65歳定年延長になった場合は延長されますか	定年延長により、退職金の受給が60歳から65歳延長されますので、特別住宅貸付の残額の弁済も61歳以降、退職時に受給する退職金で一括弁済することとなります。
年金	今後、64歳となって老齢厚生年金が支給開始されるときに、シニアスタッフ職コースであるか再雇用シニアスタッフ職コースであるかによって、年金額の違いはありますか	給与等の額が違う場合は保険料や年金支給額に差異が生じますが、シニアスタッフ職コースであるか再雇用シニアスタッフ職コースであるかを理由とする違いはありません。 老齢厚生年金の支給額や、在職支給停止の調整額は、実際の給与(各月の標準報酬額等)に基づき計算されています。 なお、シニアスタッフ短時間勤務職コース及び再雇用シニアスタッフ短時間勤務職コースは、一般厚生年金に加入するため、在職中でも退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されます。
	<b>再雇用</b> シニア専任職、 <b>再雇用</b> シニアスタッフ職、 <b>再雇用</b> シニアスタッフ短時間勤務職となる場合は、一旦退職してから翌日付で採用されますが、「退職届」「退職事由等に関する申告書」の提出は必要ですか	「退職届」「退職事由等に関する申告書」の提出が必要なのは、シニアスタッフ <b>短時間</b> 勤務職及び再雇用シニアスタッフ <b>短時間</b> 勤務職コースとなる方です。 会社との契約関係において一度退職するか否かに関わらず、引き続きフルタイムで勤務されるシニアスタッフ職コース、再雇用シニアスタッフ職コースの皆さまは、日本郵政共済組合の長期組合員であるため、「退職届」「退職事由等に関する申告書」の提出は不要です。 ※ フルタイム勤務ではなくなる場合は、退職時の年齢に応じて退職届等の提出が必要です。
団積立年金 保険「みらい」	共済組合員資格が継続するシニアスタッフは「みらい」に <b>新規加入</b> できますか	翌年1月1日現在の年齢が63歳未満であれば、「みらい」の新規申込受付期間中(例年4月下旬～7月末)に「一般型コース」に限り加入できます。 <b>ただし、加入期間によっては元本割れのリスクがあります</b> ので、ご注意ください。
	60～64歳で <b>一旦退職し再雇用になった場合</b> 、これまで加入していた「みらい」はどうなるのですか	<b>一旦退職し、再雇用になった場合、「みらい」は脱退</b> となりますので、下記の連絡先に「ご退職時の手続き」等の資料請求を行い、 <b>速やかに給付金請求書をご提出ください。</b> <b>TEL:0120-165-660</b> <b>明治安田生命保険 団積立年金保険「みらい」担当営業時間：9：30～17：30(土日祝を除く。)</b>